

茨城県報 第5688号

昭和44年3月6日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則 (教 育 委 員 会)

●茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部改正(中小教職員課).....	ページ 1
--	----------

告 示

●身体障害者福祉法に基づく医師の指定及び指定の取消し(社会福祉課).....	3
●結核予防法に基づく医療機関の指定及び指定医療機関の辞退(保健予防課).....	4
●坂田昌ほか9名土地改良事業計画の縦覧(農地管理課).....	4
●道路の区域変更(道路補修課).....	4
●道路の供用開始(").....	5
●道路の区域変更(3件)(").....	5
●道路の供用開始(3件)(").....	7
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築課).....	8
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	8

訓 令 (教 育 委 員 会)

●茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則第5条ただし書に規定する昇格及び降格の基準等に関する訓令(小中教職員課).....	9
---	---

公 告

●米飯提供業者の業者登録(農業経済課).....	10
●土地立ち入り測量(3件)(監理課).....	10
●宅地建物取引業者の免許(建築課).....	11

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第3号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和44年3月6日

茨 城 県 教 育 委 員 会

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

(給料表)

第2条 技能労務職員に対しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)別表第1の行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の4等級、5等級及び6等級に係る部分並びに同条例別表第3の海事職給料表(以下「海事職給料表」という。)の3等級及び4等級に係る部分を同条例の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)に準じて適用するものとする。ただし、行政職給料表の4等級の適用を受ける技能労務職員は、高度又は相当の技能及び経験を必要とする作業に従事する技能労務職員又は主任の名称を冠した特定職の職務に従事する技能労務職員(以下「主任の名称を冠された技能労務職員」という。)に限るものとする。

第5条を次のように改める。

(昇格及び降格)

第5条 昇格(上位の等級へ異動することをいう。以下同じ。)及び降格(下位の等級へ異動することをいう。以下同じ。)並びに当該昇格又は降格に伴う号給の決定については、一般職員の例による。ただし、行政職給料表の4等級への昇格及び当該等級にある技能労務職員の降格並びに当該昇格又は降格に伴う号給の決定については、第2条第1項ただし書の規定の趣旨に従い別に定める。

第8条中「並びに県立教職員保養所」を削る。

付則第3項中「(昭和37年茨城県条例第77号)」を「(昭和37年茨城県条例第77号。以下「特例条例」という。)」に改める。

付則第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、相当の技能及び経験を必要とする作業に従事する技能労務職員又は主任の名称を冠された技能労務職員に一般職員に準じて行政職給料表の4等級に係る部分を適用する場合には、特例条例の適用がないものとする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。
- 2 改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則(以下「規則」という。)の規定に基づいて、昭和43年10月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に相当の技能及び経験を必要とする作業に従事する技能労務職員又は主任の名称を冠された技能労務職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

告 示

茨城県告示第276号

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定し、また、次の指定医師の取消しをしたので公示する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
肢体不自由	外 科	富 山 次 郎	日立市国分町2丁目 1番2号	日立製作所 多賀総合病院
〃	〃	荷 見 秋 彦	〃	〃
〃	〃	間 中 亨	猿島郡岩井町大字 岩井3293	存身堂病院
〃	内 科	堤 健	北相馬郡取手町大字 寺田5332	堤 医 院
〃	整形外科	小松崎 陸	日立市白銀町3丁目 3番1号	日本鋳業株式会社 中央総合病院
〃	外 科	浦 井 利 雄	高萩市安良川267	高萩協同病院
〃	整形外科	村 田 達 也	〃	〃
〃	〃	阿 部 一 郎	西茨城郡岩瀬町大字 岩瀬265	阿部整形外科医院

2 医師指定の取消し

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
肢体不自由	整形外科	久 米 通 生	日立市白銀町3丁目 3番1号	日本鋳業株式会社 中央総合病院
聴覚障害	耳鼻いんこ う科	井 狩 台 二	行方郡牛堀町 上横須賀2225	井 狩 医 院
肢体不自由	外 科	岡 田 是 実	日立市田分町2丁目 1番2号	日立製作所 多賀総合病院
心臓呼吸器機能 障害 肢体不自由	〃	星 信 男	高萩市安良川272	高萩協同病院

茨城県告示第277号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき次の医療機関を指定し、及び同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
滝田 医 院	新治郡八郷町柿岡1974	昭和44年1月1日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
滝田 医 院	新治郡八郷町柿岡1974	昭和43年12月31日
星子 医 院	那珂郡那珂町菅谷4259	昭和44年1月31日

茨城県告示第278号

昭和43年4月25日付で鹿島郡旭村大字造谷1177番地一10坂田昌ほか9名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 縦覧に供する書類の名称
(ア) 造谷地区土地改良事業共同施行規約写し
(イ) 造谷地区土地改良事業計画書
- 縦覧の期間 昭和44年3月13日～4月3日
- 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 小川川島停車場線
- 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字伊佐山字中ノ方 547-2番地先から	旧	メートル 6.0~7.0	メートル 315.0	
下館市大字伊佐山字中ノ方 519-2番地先まで	新	7.8	315.0	

茨城県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小川川島停車場線
- 2 使用開始の区間 下館市大字伊佐山字中ノ方547-2番地先から
下館市大字伊佐山字中ノ方519-2番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年3月6日

茨城県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字磯野 字下河原1215番地先から	旧	メートル 4.0~10.0	メートル 943.0	
東茨城郡常北町大字下古内 字西ヶ入783番地先まで	新	9.0~27.5	896.0	

茨城県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石塚石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城県常北町大字石塚字柳添 2334-1番地先から	旧	メートル 5.0~10.0	メートル 408.0	
東茨城県常北町大字石塚 字一丁田444番地先まで	新	10.0~17.0	400.0	

茨城県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城県御前山村大字野口 字塙下2122-1番地先から	旧	メートル 5.0~15.0	メートル 610.0	
東茨城県御前山村大字野口 字上宿2093-2番地先まで	新	7.7~22.0	580.5	

茨城県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水戸茂木線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字磯野字下河原1215番地先から
東茨城郡常北町大字下古内字西ヶ入783番地
- 3 供用開始の期日 昭和44年3月6日

茨城県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 石塚石岡線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字石塚字柳添2334-1番地先から
東茨城郡常北町大字石塚字一丁田444番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年3月6日

茨城県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道123号線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡御前山村大字野口字塙下2122-1番地先から
東茨城郡御前山村大字野口字上宿2093-2番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年3月6日

茨城県告示第287号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員	延 長
1	昭44.3.6	鹿島郡鹿島町大字宮中根畑1624-8	m 4.0	m 13.50
2	"	" " 大字神向寺字大芝331, 332	4.0	36.26
3	"	" " 大字平井1345	4.0	50.90
4	"	" " " 893-6	4.0	38.00
5	"	" " 下津字北の内508	4.0	18.70
6	"	土浦市大字常名字大山4003-22	4.0	17.00
7	"	" 大字常名4316-4	4.0	34.90
8	"	" 大字摩利山新田字宮の前301-2, -3, -4	4.0	44.30
9	"	下館市直井字車塚535-4, -6, -8, -10, -12, -13	4.0	114.30
10	"	古河市松原町4622-4, 4621-2, 4620-4	4.0	46.40
11	"	東茨城郡大洗町磯浜町字巾内6233-2, -3	4.0	50.03
12	"	日立市小木津町2374-1	4.0	35.90
13	"	" 小木町長峯3661-5, 3671-2, -9, 3672-1	4.0	34.00
14	"	鹿島郡鹿島町大字平井丘19	4.0	81.00

茨城県告示第288号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和44年3月6日

茨城県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

第4種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第334号	昭和 44.2.15	西茨城郡岩間町 下郷4094の3	中山 佑	園部製材所	新治郡八郷 町	前記に同じ	木材, 製 材, 木材 チップ
" 第335号	昭和 44.2.17	日立市千石町 3丁目17番8号	秋山建設株 式会社 取締役社長 秋山 晃道	秋山建設株式 会社	住所に同じ	前記に同じ	製材, 木 材チップ

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第1号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則第5条ただし書に規定する昇格及び降格の基準等に関する訓令を次のように定める。

昭和44年3月6日

茨城県教育委員会教育長 後 藤 勤 治

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則 第5条ただし書に規定する昇格及び降格の基準等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。)第5条ただし書に規定する昇格及び降格並びに当該昇格又は降格に伴う号給の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(昇格及び降格の基準)

第2条 規則第2条第1項本文の規定により職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)別表第1の行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の5等級に係る部分を同条例の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)に準じて適用されている技能労務職員であつて同条ただし書に規定するものが次の各号の一に該当するときは、その者を行政職給料表の4等級に昇格させ、当該職務に従事しなくなつたときはその者を当該等級から降格させるものとする。

- (1) 行政職給料表の5等級3号給以上の給料月額を受けているボイラ技士(ボイラ及び圧力容器安全規則(昭和34年労働省令第3号)第81条に規定する特級ボイラ技士免許又は1級ボイラ技士免許を有する者に限る。)を、ボイラ技士の職務に従事する技術職員として任用するとき。
- (2) 行政職給料表の5等級3号給以上の給料月額を受けている電気整備員(通商産業省公益事業局長の指定を受けた高圧電気工事技術者試験の合格者に限る。)を、電気整備員の職務に従事する技術職員として任用するとき。
- (3) 行政職給料表の5等級5号給以上の給料月額を受けている者を別に定める特定職の職務に従事する技術職員に任用するとき。
- (4) 行政職給料表の5等級15号給以上の給料月額を受けている者を主任の名称を冠した特定職の職務に従事させるとき。

2 前項の昇格は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる者が当該各号に規定する号給の給料月額を受けることとなつたときから12月を経過している場合に限りこれを行なうものとする。

(号給の決定の方法)

第3条 前条の規定により昇格又は降格となつた技能労務職員に係る号給の決定については、職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)第18条及び第19条の規定を一般職

員に準じて適用するものとする。この場合において、前条第1項第4号に該当する者の昇格に伴う号給の決定にあつては、同規則第18条第1項第3号及び第4号中「対応号給の1号上位の号給」とあるのは、「対応号給」と読み替えて適用するものとする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。ただし、昭和43年10月1日において行政職給料表の5等級7号給以上の給料月額を受けていた者に係る第2条第1項第3号の規定は、昭和43年4月1日から適用する。

公 告

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 日 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
北農林 第1761号	44. 2. 1	勝田市大字津田37	かわど食堂 川 又 昇
〃 第1762号	44. 2. 1	東茨城郡大洗町大字磯浜町 7986の2	有限会社 大洗クッキングセンター 代 表 照 沼 義 友
南農林 第 886 号	44. 1. 29	稲敷郡美浦村大字大谷1462	桜 食 堂 小 沢 と く
西農林 第 666 号	44. 1. 24	水海道市中妻町大字多仙寺浦 626の1	一 條 恒 雄

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道123号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡御前山村大字長倉字柏崎
〃 〃 大字野田字すがね、もがき、東前、石崎、高畑及び田島
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和44年3月7日から
昭和44年12月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道江戸崎神崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡桜川村大字神宮寺字原
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和44年3月7日から
昭和44年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道成田江戸崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡江戸崎町大字羽賀字サイン
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和44年3月7日から
昭和44年3月31日まで

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 97	風 間 商 事	風 間 浩 治	風 間 浩 治	鹿島郡鹿島町泉川北本山 1563—2
(1) 98	大 和 不 動 産	沼 尻 昌 明	吉 田 晴 男	土浦市前川町335

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。
購読料は、昭和42年4月1日より送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所